

議案審議の状況

10月臨時会・12月定例会

令和元年第2回臨時会は、10月15日に開かれました。十和田市庁舎新館改修他建築工事請負契約の一部変更契約の締結を初め、議案3件、報告1件が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。

また、令和元年第4回定例会は、11月29日から15日間の会期で開かれました。十和田市手話言語条例の制定を初め、議案26件、同意1件が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。

第2回臨時会

倒木事故の和解と損害賠償の額を決定

令和元年8月5日午前3時30分頃、三本木字佐井幅の国道102号で市が管理する保全地区第1号の松の木が根の腐朽により倒木し、走行中の自動車に損害を与えた事故に対する和解と、損害賠償の金額を約164万円に決定しました。

《主な質疑》

Q 高額な感じを受けるが、この金額となった理由は。

A 被害車両が、市場に出回る台数が限られている特別仕様であり、車両時価が下がっていないためです。全国市長会市民総合賠償保険の範囲内で、適切に査定された金額です。

Q 樹木の調査方法は。

A 市内の樹木医に依頼して、3年に1度、全地区の調査を行っています。保全地区第1号では、平成28年度に115本を調査し、危険木と判断された14本を伐採しました。令和元年も全地区を調査しますが、保全地区第1号は10月に調査を行い、前回同様、危険木は伐採したいと考えています。

第4回定例会

手話言語条例を制定

手話への理解促進と普及に関する基本理念を定め、市の責務と市民や事業者の役割を明示するため、十和田市手話言語条例を制定しました。

《主な質疑》

Q 条例制定で何が変わるのか。

A 広報とわだによる特集やふるさと出前きらめき講座へのメニュー追加などで、市民への手話の普及を図ります。

Q 普及のため、小学校高学年や中学校へ手話講座を実施しては。

A 総合的学習の時間、道徳の授業、学級活動などを活用して周知を図ります。

Q 庁内での取り組みは。

A 窓口がある部署の職員を対象に、簡単な手話ができるように、引き続き講習会を開催します。



その他可決した主な議案

■第2回臨時会■

市庁舎新館改修他建築工事の一部変更

喫煙所設置の取りやめ、西側フェンス設置の一部取りやめ、旧庁舎天井の吹付けアスベスト除去工事の追加により契約金額が約2千5百万円増額となります。

■第4回定例会■

勤労青少年ホームを廃止する条例の制定

令和2年3月31日をもって、同ホームが廃止となります。

各種施設の指定管理者を指定

松陽小学校仲よし会、道の駅とわだ、宇樽部キャンプ場、現代美術館と西二番町駐車場、大平放牧場ほか4施設の指定管理者を指定しました。

災害復旧事業の施行

令和元年台風19号の被害を受けた農地4地区と農業用施設2地区の災害復旧を市営土地改良事業として施行します。